

現地調査を行った悪臭の結果は、表 4-1-1 に示すとおりである。

表 4-1-1(1) 特定悪臭物質現地調査結果

単位：ppm

項 目	調査結果	規制基準値 (1号規制)
アンモニア	<0.1	1
メチルメルカプタン	<0.0001	0.002
硫化水素	<0.0005	0.02
硫化メチル	<0.0001	0.01
二硫化メチル	<0.0003	0.009
トリメチルアミン	<0.0001	0.005
アセトアルデヒド	0.004	0.05
プロピオンアルデヒド	<0.002	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	0.009
イソブチルアルデヒド	<0.0009	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	<0.002	0.009
イソパレルアルデヒド	<0.0005	0.003
イソブタノール	<0.01	0.9
酢酸エチル	<0.3	3
メチルイソブチルケトン	<0.2	1
トルエン	<0.9	10
スチレン	<0.03	0.4
キシレン	<0.1	1
プロピオン酸	<0.005	0.03
ノルマル酪酸	<0.0002	0.001
ノルマル吉草酸	<0.0002	0.0009
イソ吉草酸	<0.0002	0.001

注) 規制基準値は、事業場の敷地境界線の地表における値である。なお、この基準値は現在の大江川に適用されるものではないが、参考までに比較を行った。

表 4-1-1(2) 臭気指数現地調査結果

項 目	調 査 結 果	指 導 基 準 値 (第 3 種 区 域)
臭気指数	<10	15

注)1:指導基準値は、工場等の敷地境界線における臭気指数である。なお、この基準値は現在の大江川に適用されるものではないが、参考までに比較を行った。

2:臭気指数 = $10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$

臭気指数 10：ほとんどの人が気にならない臭気 臭気指数 12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率 16～32 倍） 臭気指数 18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率 63～126 倍）
--

表 4-1-1(3) 現地調査実施時の気象状況

項 目	単 位	調 査 結 果
気 温		33.0
湿 度	%	60
風 向	-	西
風 速	m / s	0.4